

別冊資料

「三重県立志摩病院指定管理者制度実施方針（素案）」における  
「診療等に関する業務の範囲」に関する参考資料

令和元年 12 月

三重県病院事業庁

## 〔目 次〕

I 項目体系の比較	2
II 診療等に関する業務の範囲	
1 病院の基本理念、運営方針	3
2 診療等に関する業務	
(1) 基本的な医療機能	
①診療科	5
②外来診療機能	7
③入院診療機能	8
(2) 政策的な医療機能	
①救急医療機能（小児救急を除く）	9
②高度医療機能	11
③小児医療機能（小児救急を含む）	12
④周産期医療機能	14
⑤災害医療機能	16
⑥へき地医療機能	17
⑦精神科医療機能	18
(3) 地域医療全体の質の向上	19
3 病院運営に関する業務	
(1) 安全対策、危機管理体制等	20
(2) 医療従事者の確保、育成等	
①医療従事者の確保	21
②医療従事者の育成	23
③研修医等の受け入れ	24
(3) 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	25
4 施設および設備の維持管理に関する業務	26
5 その他	27
6 成果目標	28

## I 項目体系の比較

(旧) 体 系	(新) 体 系
1 診療等に関する業務	1 病院の基本理念、運営方針
(1) 基本的な医療機能	2 診療等に関する業務
① 基本的な医療機能	(1) 基本的な医療機能
② 診療科	① 診療科
③ 外来診療体制	② 外来診療機能
④ 入院診療体制	③ 入院診療機能
⑤ 看護	(2) 政策的な医療機能
⑥ 医療の質の向上に向けた取組	① 救急医療機能(小児救急を除く)
⑦ 地域医療全体の質の向上に向けた役割	② 高度医療機能
⑧ 患者及び来院者へのサービス提供	③ 小児医療機能(小児救急を含む)
⑨ 入院患者等の引継ぎ	④ 周産期医療機能
⑩ 病院及びスタッフの管理体制	⑤ 災害医療機能
(2) 政策的医療機能	⑥ へき地医療機能
① 医師、看護師等の人材育成	⑦ 精神科医療機能
② 救急医療の確保	(3) 地域医療全体の質の向上
③ 災害時医療	3 病院運営に関する業務
④ へき地医療	(1) 安全対策、危機管理体制等
⑤ 医師及び看護師等の研究研修	(2) 医療従事者の確保、育成等
⑥ 高度医療部門の運営	① 医療従事者の確保
⑦ 特殊医療	② 医療従事者の育成
⑧ 精神科身体合併症医療	③ 研修医等の受入れ
(3) その他	(3) 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供
2 施設の管理に関する業務	4 施設および設備の維持管理に関する業務
3 成果目標	5 その他
	6 成果目標

## II 診療等に関する業務の範囲

### 1 病院の基本理念、運営方針

#### I 次期実施方針における「業務の範囲」（案）

- ・地域のニーズや他の医療機関との連携・役割分担を基本に、良質で満足度の高い医療を提供すること
- ・志摩地域の中核病院として二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たすとともに、在宅復帰支援に資する回復期機能も担うこと

#### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・三重県医療計画や地域医療構想、地域の将来人口等をふまえながら、志摩地域の中核病院として必要な診療機能を担っていく必要がある。
- ・団塊の世代が 75 歳を超える 2025 年に向け、高齢者のニーズが高い医療の充実に応えていく必要がある。

#### III 病院を取り巻く環境など

- ・志摩市の人口は減少が続いているが、65 歳以上の人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和 2 年をピークに緩やかに減少する見込みとなっている。

#### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・県立志摩病院と志摩市民病院が役割分担に応じた医療を提供すべきである。(住民)

(第 1 回検討会議)

- ・志摩市は南北に長く、県立志摩病院、志摩市民病院は欠かせない存在である。
- ・地域医療構想や医療従事者の働き方改革の動向等をふまえると、これまでの指定要件のすべてを踏襲することは厳しい。

#### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・日常的に必要な医療を提供すること
- ・急性期医療を提供すること
- ・地域住民ニーズや他の地域医療機関との連携を基本に、役割分担を踏まえた良質で特色ある医療を実施すること

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・志摩地域における中核的な医療機関として、現病院の有する機能を維持するとともに、救急医療、小児医療、周産期医療等専門医療の回復を図る。
- ・地域の医療機関と連携し、包括的で質の高い安全な医療サービス及び地域住民中心の信頼される医療サービスを継続的に提供する。

- ・中長期にわたる経営の健全化を目指すとともに、効率の良い医療サービスを提供する。
- ・救急医療については、二次救急医療機関としての役割が担えるよう、関係機関と連携しながら体制を築くとともに、医療スタッフの確保に努める。
- ・県、三重大学、地元医師会及び地域の関係機関と協議しながら、志摩地域の他の医療機関との連携、役割分担を行っていく。
- ・地域の医療の維持・確保のため、へき地医療支援を積極的に実施する。

## 2 (1)① 診療科

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・現行の標榜診療科を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制、診療内容とすること  
(現行標榜診療科：内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、脳神経内科、放射線科)

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・三重県医療計画や地域医療構想、地域の将来人口等をふまえながら、必要な診療科および医師を設置・確保する必要がある。
- ・志摩市の総人口に占める高齢者の割合の増加に伴い地域から求められる医療ニーズも変化することが見込まれることから、これらに対応する必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・志摩市の人口は減少が続いているが、65歳以上の人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和2年をピークに緩やかに減少する見込みとなっている。
- ・一部が志摩病院の診療圏である鳥羽市、南伊勢町においても同様の傾向を示している。

### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・肺炎や骨折など高齢者の病症に対応した病院がよい。(住民)
- ・志摩病院には救急医療と子育て支援、産後ケアを含めた小児医療が求められる。(医療関係者)
- ・専門性の高い分野は伊勢赤十字病院で診てもらえばよい。(医療関係者)
- ・救急医療と小児科の2つを優先してほしい。(自治体等関係者)

(第1回検討会議)

- ・高齢化の進展により、今後は骨折や心不全、認知症の患者が増えていくと思われ、こうした住民のニーズに的確に対応していく必要がある。

(第2回検討会議)

- ・現行の標榜診療科（14診療科）をすべて維持することが必要なのか。限られた医療資源を集約し、真に必要な部分（救急など）を充実させるべきである。地域のニーズを考慮すべきことは理解できるが、実績を見て必要性が明らかでないであれば、決断も必要ではないか。
- ・10年経過するので標榜診療科の見直しが必要である。
- ・現実的には、これらすべての診療科に対応していくことは難しいのではないか。

- ・循環器科は内科に含めてよいのではないか。
- ・循環器科、耳鼻咽喉科、脳神経内科などは常勤医師がいないが、本来、標榜するのであれば常勤医師が必要である。
- ・公募条件をあまり厳しくすると、公募に応じる事業者がいないのではないか。

## V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・下記の現行標榜診療科の維持並びに回復を行うとともに診療体制の充実を図ること  
(内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科)

### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・次の診療科を標榜し、各科の診療体制は、当面は、指定管理開始直前の体制の維持に努めながら回復を図る。  
内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、  
皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科
- ・総合医による救急総合診療科を設置し、軽症の患者は総合医が、また重症患者は専門医が診療するなど、救急やコモンディジーズに対応できる体制を整える。

## 2 (1)② 外来診療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・各診療科の診療体制について、患者が受診しやすいよう配慮しながら、地域のニーズに対応した外来診療を実施すること
- ・地域医療支援病院として、地域の診療所と患者の紹介・逆紹介などの連携を強化すること

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・外来診療については、地域住民が利用しやすい診療体制の維持に努めていく必要がある。
- ・地域医療支援病院として、地域の診療所との連携の強化を図る必要がある。
- ・完全紹介制については、地域医療の状況をふまえ、地域の医療機関と丁寧に協議しながら、取扱いについて検討していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・厚生労働省においては、紹介状のない患者の初診時の追加負担を義務付ける病院を拡大する方向で検討が進められている。(現行は400床以上の病院)

### IV 主な意見・助言等

(第1回検討会議)

- ・外来患者を増やす方策を検討していく必要がある。

(第2回検討会議)

- ・外来診療について、今後患者が減少していく中、志摩病院と開業医との間で、患者の取り合いにならないよう棲み分けをお願いしたい。

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること
- ・県民の医療需要に対応した専門外来診療等を実施すること
- ・完全紹介制に拠らない外来診療を行うこと

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・医師確保等の状況を踏まえながら、土曜日の午前診療を実施するなど、地域住民が利用しやすい診療時間の設定等に配慮する。
- ・完全紹介制に拠らない診療体制については、まずは内科及び循環器科の診療体制を早期に整えられるように人員確保に努める。

## 2 (1)③ 入院診療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・地域のニーズを的確にふまえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護の配置基準のもと病棟運営を行うこと

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・地域医療構想に基づく病院の担うべき機能等をふまえながら、将来を見据えた適正な病床数を確保する必要がある。
- ・看護師数や診療報酬基準なども勘案しながら、入院患者にとって最適な看護基準のもと、看護を提供する必要がある。
- ・指定期間中における診療報酬の改定等に的確に対応していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・伊勢志摩地域医療構想調整会議では、伊勢志摩区域の病床数は、三重県独自の定量的基準を導入した結果、高度急性期、急性期および回復期の病床数が過剰となる一方、慢性期は不足する状況と報告されている。

### IV 主な意見・助言等

- ・特になし

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・看護単位は、一般病床において 10：1 以上、精神科病床では 15：1 以上の基準看護を充足すること
- ・安全管理、感染防止に十分配慮した運営を行うこと

### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・診療体制の整備状況に応じた病棟の稼働を行う。
- ・全病棟の稼働は、小児科及び産婦人科の入院診療体制の回復に合わせて行う。
- ・安全・安心な手厚い看護を提供するため、7 対 1 看護基準の取得に努める。

## 2 (2)① 救急医療機能（小児救急を除く）

### I 次期実施方針における「業務の範囲」（案）

- ・志摩地域唯一の二次救急医療機関として、一次医療や三次医療を担う機関と連携し、内科系および外科系救急の24時間365日の受入れを行うこと

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・内科系救急については、志摩地域唯一の二次救急医療機関として、受入体制を安定的に維持する必要がある。
- ・外科系救急についても、24時間365日の受入れに向け、必要な医師数の確保を図りながら取り組んでいく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・志摩広域消防組合の志摩病院への救急搬送割合は約6割となっており、以前よりは改善されているものの、残り4割は他の医療機関へ搬送されている。

### IV 主な意見・助言等

（報告会・個別聴取）

- ・救急病院としてずっと残してほしい。（住民）
- ・時間外でも救急受付ができるようにしてほしい。（住民）
- ・外科系医師が増えていないので、夜間の外科系救急の受入体制ができていない。（医療関係者）
- ・志摩地域で発生した病気や怪我はなるべく地域内で完結させたい。（自治体等関係者）

（第1回検討会議）

- ・伊勢まで車での搬送に1時間以上を要するため、志摩病院である程度治療してもらえるとありがたい。
- ・外科系はこれから人工関節が多くなるので医師1～2名では苦しい。
- ・志摩病院でトリアージしてもらえると助かる。
- ・志摩病院で内科系救急を24時間365日実施していただいていることは非常に助かっている。今後も可能な限りの対応をしていただき、必要に応じて三次救急病院と連携をしていただきたい。

（第2回検討会議）

- ・救急医療機能の業務の範囲に、救急担当医や救急隊を含めて、地域救急医療のルールを決めている三地域メディカルコントロール協議会（鳥羽・伊勢・志摩）との関係性についての記載は必要ではないか。

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り365日24時間の受入体制を回復すること
- ・診療時間外においては、救急に従事する医師を内科系、外科系にそれぞれ1名以上配置すること

**(参考) 基本協定（業務仕様書）**

- ・総合医による救急総合診療科を設置し、幅広い疾患に対応できる体制を整備する。
- ・平成 26 年度以降の 24 時間 365 日体制の整備を目標とする。
- ・診療時間外の救急外来については、指定管理開始後 3 年を目指して内科系、外科系それぞれ 1 名の医師を配置し、診療体制の回復に努める。
- ・3 次医療機関や近隣の医療機関等との連携を強化し、急性心疾患など高度な救急医療の支援が行える体制の構築に努める。
- ・志摩地域のニーズに応じた体制の構築に努めるため、志摩地域救急医療合同会議（6 者会議）に参加する。

## 2 (2)② 高度医療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、伊勢志摩地域全体でそのニーズに対応することを基本に、高度急性期を担う医療機関と連携・機能分担しながら、必要な役割を担うこと

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、地域の医療ニーズをふまえ、三次医療を担う機関との連携や機能分担等に関して十分に協議・調整しながら、その対応について検討していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・I C Tの進展等に伴い、医療機関間での遠隔画像診断などが今後普及していくことが考えられる。

### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・夜間はドクターヘリが利用できず、伊勢まで救急車で1時間以上かかるので、助かる命も助からない。(住民)
- ・転院や搬送の判断をするためには、脳神経外科や心臓血管外科に常勤医師が必要である。(医療関係者)

(第1回検討会議)

- ・全国的な医師不足の中、志摩病院で高度医療（高度急性期）、小児・周産期医療などを完結することは難しく、伊勢赤十字病院等との連携が重要である。
- ・志摩病院において高度医療に対応するよりは、術後のフォロー（リハビリ）など後方支援を強化した方がよい。

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・志摩地域の中核病院として高度医療（脳血管障害や冠血管障害への対応、内視鏡下手術等）を提供すること

(参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・協会が運営している他の病院からのサポートを受けながら、段階を踏んで地域の実情に応じた高度医療の提供について体制を整備する。

## 2 (2)③ 小児医療機能（小児救急を含む）

### I 次期実施方針における「業務の範囲」（案）

- ・常勤医師による安定的な外来診療を行うこと
- ・入院診療や小児救急については、地域のニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえつつ、関係機関と調整しながら、必要な機能を確保すること

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・小児医療については、常勤医師による安定した外来診療を提供するとともに、地域住民から要望の強い救急や入院診療については、県内における診療機能の集約化・拠点化が図られていることも勘案しながら、その対応について検討していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・第7次三重県医療計画では、県内の小児医療体制の構築にあたっては、常時診療できる体制を整備するとともに、圏域ごとに少なくとも1か所の小児専門医療を取り扱う病院（小児地域医療センター）を確保することとしている。志摩地域については、伊勢赤十字病院が同センターに指定されている。

### IV 主な意見・助言等

（報告会・個別聴取）

- ・若い世代が安心して暮らせるよう小児科は必要である。（住民）
- ・土日は開業医が休みのため小児科の救急は必要である。（住民）
- ・住民ニーズは子育て支援に必要な小児医療（入院・救急）である。  
（医療関係者）
- ・志摩病院には子育て支援、産後ケアを含めた小児医療が求められる。  
（医療関係者）
- ・中学生ぐらいまでは志摩病院で一旦診てもらいたい。（自治体等関係者）  
(第1回検討委員会)
- ・志摩市では高齢化が進み、若者は出産・子育ての環境を求めて流出している。
- ・小児救急については、小児科医師の確保が難しい現状では総合診療医が協力する形で二次レベルまで対応してほしい。
- ・小児の救急については約85%を伊勢方面に搬送している。
- ・入院診療には4人程度の医師が必要であり、診療の集約化の中で医師配置は難しい。
- ・全国的な医師不足の中、志摩病院で高度医療（高度急性期）、小児・周産期医療などを完結することは難しく、伊勢赤十字病院等との連携が重要である。

(第2回検討会議)

- ・小児科医療について「常勤医師による安定的な外来診療を行うこと」とあるが、三重大学からの派遣が難しい中、実現は難しいのではないか。
- ・小児科の常勤医配置を必須条件としたとき、公募に応じてくれないということにならないか心配である。
- ・小児科外来は、市民の要望が非常に高く、ぜひ優先事項として取り組んでいただきたい。

(県議会常任委員会)

- ・住民にとっては小児科が大切であるので、その点に留意してほしい。

**V 前回公募時における「業務の範囲」**

- ・地域で小児科の入院機能を有する唯一の病院として、小児の入院診療機能を回復すること。そのため、常勤医師を配置すること

**(参考) 基本協定（業務仕様書）**

- ・小児医療、周産期医療については、外来診療機能の回復を進めるとともに、平成26年度までに常勤医師をそれぞれ1名配置し、そのうえで地域の医療関係機関等との調整を行いながら入院診療機能の回復に努める。

## 2 (2)④ 周産期医療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・常勤医師による婦人科の外来診療を行うこと
- ・分娩、入院診療については、地域の出生数やニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえ、関係機関と調整のうえ、必要に応じて機能の確保を図ること

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・周産期医療については、常勤医師による婦人科診療を継続させるとともに、分娩、入院診療については、地域におけるニーズや県内における集約化・拠点化が図られていることを総合的に勘案し、対応を検討していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・志摩市の出生数は、249件（平成28年度実績）で減少傾向にある。
- ・第7次三重県医療計画では、県内の周産期医療については5か所の周産期母子医療センター（総合2、地域3）を中心に病病連携、病診連携を介したネットワークシステムを構築する体制としている。志摩地域については、伊勢赤十字病院が地域周産期母子医療センターに指定されている。

### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・若い世代が安心して暮らせるよう産婦人科は必要である。（住民）
- ・志摩病院に産科がないので実家に帰省して出産できない。（住民）
- ・産科は集約化でよい。（住民）
- ・志摩病院に産科は必要ない。産科以外の違う診療科に注力してほしい。（住民）
- ・産科を引っ張ってくるより産後ケアを拡充させる方がよい。（医療関係者）
- ・産婦人科学会も集約化の方向のため、産科を無理して設置することは流れに逆行する。（医療関係者）

(第1回検討委員会)

- ・志摩市では高齢化が進み、若者は出産・子育ての環境を求めて流出している。
- ・若い世代が減っていくことを考慮すると、志摩病院で周産期医療を実施することは難しい。
- ・出産数が減少しているので現状の婦人科だけで良いのではないか。
- ・全国的な医師不足の中、志摩病院で高度医療（高度急性期）、小児・周産期医療などを完結することは難しく、伊勢赤十字病院等との連携が重要である。

(第2回検討会議)

- ・周産期医療については、出生数等を考慮すると、志摩病院で産科機能を担っていくのは厳しい。市内の助産院のフォロー（医学的助言とトリアージ）という形が現実的ではないか。

V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・志摩・鳥羽・南伊勢の地域で産婦人科を開設する唯一の病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。そのため、常勤医師を配置すること

(参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・小児医療、周産期医療については、外来診療機能の回復を進めるとともに、平成26年度までに常勤医師をそれぞれ1名配置し、そのうえで地域の医療関係機関等との調整を行いながら入院診療機能の回復に努める。

## 2 (2)⑤ 災害医療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・南勢志摩圏域における災害拠点病院として、災害時に想定される救急患者や透析患者を受け入れるとともに、医療救護活動の中心的な役割を担うこと

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・南海トラフ地震等の大規模災害発生に備えて、必要な医療を提供できるよう体制を強化する必要がある。
- ・「災害拠点病院」の指定要件の厳格化に向けた国の動きを注視しながら、的確に対応していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

### IV 主な意見・助言等

(第1回検討会議)

- ・災害拠点病院であることをふまえると外科系医師が5名では心許ない。

(第2回検討会議)

- ・志摩病院は災害拠点病院でもあり、機能を維持できるようお願いしたい。
- ・志摩地域は交通網が分断されるおそれがある。志摩病院でどれだけの患者を受け入れるのか、物資の備蓄量は適正なのか、患者や物資を搬送する手段をどうするのかなど、総合的に考える必要がある。
- ・透析患者がいるので、病院の水と電気の確保に力を入れてほしい。

### V 前回公募における「業務の範囲」

- ・南勢志摩二次保健医療圏における災害拠点病院として、災害時に想定される多発性外傷、挫滅症候群など重篤な救急患者や透析患者の受入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・災害拠点病院としての役割を果たし、地域への貢献に努める。
- ・災害訓練については、トリアージ訓練をはじめとする医療支援体制の訓練を年2回以上実施し、災害時の対応強化を図る。

## 2 (2)⑥ へき地医療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣などを  
行い、地域医療の維持に貢献すること

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・へき地診療所への代診医の派遣や巡回診療等は、これらの地域の医療を確保するうえで必要不可欠であり、引き続き、へき地医療拠点病院としての役割を果たしていく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・間崎島の月2回の巡回診療はありがたい。(住民)
- ・間崎島への医師派遣は医師の負担を軽減する観点から見直しが必要である。(医療関係者)

(第2回検討会議)

- ・へき地医療について、離島、へき地等の診療所への代診医派遣は理解できるが、離島への巡回診療は負担が大きく、まずは自院の体制の充実を優先すべきで、あり方を見直すべきではないか。

### V 前回公募における「業務の範囲」

- ・へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること

(参考) 基本協定(業務仕様書)

- ・へき地医療拠点病院として、へき地診療所への代診医派遣、患者の受入等、対応に努める。

## 2 (2)⑦ 精神科医療機能

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れるとともに、総合病院の利点を生かし、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること
- ・今後増加が見込まれる認知症患者にも必要な医療を提供すること

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・志摩地域において精神科を有する総合的な病院として、引き続き、入院・外来診療機能を維持していく必要がある。
- ・入院医療中心から地域生活支援への移行をめざす国の方針などから入院患者数が減少傾向にある一方で、超高齢社会における認知症患者数の増加など新たなニーズがあることから、その対応を検討していく必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・厚生労働省では2025年の認知症患者数を約700万人と推計している。

### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・外来の予約が取れるのが1ヶ月程度先であるため、医師を増員してほしい。(自治体等関係者)
- ・精神患者は高齢者(認知症など)が多く、遠くの病院に行けない。(自治体等関係者)

(第1回検討会議)

- ・精神外来は予約が取りづらい状況のため改善してほしい。

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れること。また、総合病院であることから、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること

#### (参考) 基本協定(業務仕様書)

- ・県内で数少ない精神科病床を有する総合的な病院として、入院、外来診療機能の維持に努める。

## 2 (3) 地域医療全体の質の向上

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・地域医療全体の質の向上に向け、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携・支援に積極的に取り組むとともに、地域内外の医療機関とも密接に連携して救急医療を提供すること
- ・住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、介護事業者との連携強化に取り組むこと

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・伊勢志摩区域の中で、三次医療を担う伊勢赤十字病院や地域の医療機関との病病連携や病診連携を密接に行い、地域医療支援病院としての役割を果しながら、地域全体の医療の質の向上に貢献していく必要がある。
- ・住民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、利用者の視点に立った医療および介護の提供体制の構築が今後重要となることから、介護事業者との連携強化に努める必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

### IV 主な意見・助言等

(第2回検討会議)

- ・志摩病院は救急の体制も不十分であり、地域医療支援病院としての役割を十分に果たすよう記載しておく必要があるのではないか。

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・地域医療機関との連携・支援、地域医療の質の向上のための取組を行うこと

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・一次医療を担う地元医師会、三次医療を担う山田赤十字病院、慢性期医療を担う近隣の医療機関等との連携により、地域住民のニーズにあった医療体制の構築を図る。
- ・地域の医療機関と高度医療機器等の共同利用を行う。

### 3 (1) 安全対策、危機管理体制等

#### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を図ること
- ・医療事故の未然防止に努めること。また、発生時には患者への対応、事故の検証などを迅速に行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底すること
- ・地震や豪雨等による災害発生時に災害拠点病院としての役割を十分發揮できるよう、訓練の実施や物資の備蓄などにより体制を維持・強化すること

#### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・南海トラフ地震等の大規模災害発生に備えて、必要な医療が提供できるよう体制を強化する必要がある。
- ・「災害拠点病院」の指定要件の厳格化に向けた国の動きを注視しながら、的確に対応していく必要がある。

#### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

#### IV 主な意見・助言等

- ・特になし

#### V 前回公募における「業務の範囲」

- ・安全管理に基づく医療の提供を行うこと
- ・院内感染対策を行うこと
- ・医療倫理に基づく医療の提供を行うこと
- ・医療データベースの構築と情報提供を行うこと

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・医療事故防止対策について、医療安全管理者及び委員会を設置するとともに医療安全管理マニュアル等を整備し、対策に努める。
- ・医療事故発生時には、速やかに委員会を開催し、事故の検証、患者への対応などの対策を早急に講じられる体制を整備する。
- ・医療事故の公表は、三重県病院事業庁医療事故等公表基準に準じて行う。
- ・院内感染対策について、委員会を設置するとともに感染防止対策マニュアル等を整備し、対策に努める。
- ・倫理的観点からの医療行為の適正化を図るため、医療倫理にかかる委員会等を設置する。
- ・非常災害時の危機管理体制について、危機管理マニュアル等を整備するとともに、災害拠点病院の役割を発揮できるよう体制の見直しや訓練を継続的に実施し、日頃から体制整備に努める。

### 3 (2)① 医療従事者の確保

#### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を安定的かつ適切に配置すること
- ・医師については、特定の出身母体（大学および医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること
- ・医師、看護師等の医療従事者全員にとって働きやすい職場環境となるよう、適切な勤務体制を整備すること

#### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・三重県医療計画や地域医療構想、地域の将来人口等をふまえながら、必要な診療科および医師を設置・確保する必要がある。
- ・長時間労働のは是正や多様で柔軟な働き方の実現など就業環境の整備を進め、医師や看護師、コメディカルなどの医療従事者を安定的に確保していく必要がある。

#### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

#### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・レベルの高い医師を配置してほしい。(住民)
- ・整形外科医と内科の中堅の指導医が必要。(医療関係者)
- ・医師の総数だけでなく、どの診療科に何名医師がいるのかが大切である。  
(医療関係者)

(第1回検討会議)

- ・救急や小児科外来は志摩病院に頼っている。医師を安定的に確保していただきたい。
- ・内科系医師・外科系医師（特に整形外科）が足りていない。

#### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・病棟及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとすること
- ・医師の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること
- ・看護師確保のため、適切な勤務体制の整備など働きやすい環境づくりに努めること
- ・意志決定、指示、報告等の責任体制を病棟、外来、部門ごとに明確にして整理すること

**(参考) 基本協定（業務仕様書）**

- ・指定管理開始3年目の平成26年度においては、各診療科に常勤医師等を配置し、事業計画書等に記載した診察を実施するために必要な医師を確保する。
- ・小児科及び産婦人科の入院診療体制は、指定管理運営開始から3年後を目標に常勤医師の確保に努める。
- ・政策的医療をより充実させるため、常勤医師41名体制を目標とし、さらなる医師確保に努める。
- ・志摩病院を協会内の重要基幹病院の一つとして位置付け、協会を挙げて運営に取り組む。
- ・現在勤務している医師については、継続勤務を要請するとともに、医局派遣の場合には医局に対しても派遣継続及び増員を要請する。
- ・医師確保のため、現地での医師募集や協会からの派遣調整に全力を尽くすとともに、県内の支部会員、地域枠医師、自治医大卒業医師、協会内施設の医師へ支援依頼を行いつつ、不足する部分は協会内の研修医等により医療支援を行う。
- ・医療スタッフの就業環境を整備し、人材の確保を図るため、職員のニーズに応じて院内保育所を設置・運営する。

### 3 (2)② 医療従事者の育成

#### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・医師、看護師等の医療従事者の育成・教育を行い、医療の質および医療従事者のスキルの向上を図ること

#### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・医療ニーズが多様化・複雑化するなかで、住民のニーズに的確に対応できる医師、看護師等を育成するため、引き続き体系的な教育を行う必要がある。

#### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

#### IV 主な意見・助言等

- ・特になし

#### V 前回公募時における「業務の範囲」

(医師及び看護師等の研究研修)

- ・医師及び看護師等の人材育成を行い、医療の質の向上及び病院内外の医療従事者のスキル向上に貢献すること

(看護)

- ・看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと
- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと
- ・看護基準・手順が定められていること
- ・体系的な継続教育を行うこと

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・看護部門の理念及び目標、看護管理体制の組織については、従事するスタッフの意見を取り入れながら定める。
- ・認定看護師等の育成、リーダー教育、看護研究、人材確保と人材資源の有効活用等の支援活動を行う。
- ・各種学会から指定を受けた専門医の修練及び教育施設としての専門医の育成を引き続き行う。

### 3 (2)③ 研修医等の受入れ

#### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、地域の医療人材の育成にも積極的に取り組むこと

#### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・人口減少が続く志摩地域においては、研修医や看護実習生の存在は重要であり、将来、志摩病院を勤務先として選択してもらえるよう、待遇や指導体制等を充実し、教育施設としての魅力を高めつつ、新専門医制度による医師の受入れなどに積極的に取り組んでいく必要がある。

#### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

#### IV 主な意見・助言等

- ・特になし

#### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・医師については、臨床研修指定病院として特に地域医療に关心を持った研修医を受け入れること。また、看護実習についても積極的に受け入れること
- ・地域の消防職員の研修の受け入れや、例えばメディカルサマースクール（児童生徒対象の医療の模擬体験）の開催等による啓発など、地域の医療人材の育成にも取り組むこと

---

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・基幹型臨床研修指定病院として、研修医を積極的に受け入れる。
- ・地域の医療人材を育成するため、消防職員の研修、メディカルスクールの開催、看護実習生の受け入れなど、人材の育成機関としての研修を実施する。

### 3 (3) 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

#### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・患者および来院者の意見、要望等もふまえながら、施設の利便性等の向上に資する種々のサービスを提供すること
- ・病院に関する様々な情報を患者や地域住民等に積極的に発信・PRとともに、住民の意見を管理運営に生かすため、住民に対する運営状況の報告を定期的に行うこと

#### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・地域からの信頼を一層深めるため、病院が実施している様々な取組などの情報を住民や関係機関に積極的かつ丁寧に提供する必要がある。

#### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

#### IV 主な意見・助言等

(報告会・個別聴取)

- ・志摩病院の取組状況や成果、課題をもっと住民に伝えてほしい。(住民)
- ・志摩病院の診療科の設置状況や活動があまり知られていないので、志摩病院ニュースを自治会回覧で回してもらうなど、PR方法を見直す必要がある。(自治体等関係者)

#### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・患者及び来院者の利便性等の向上に資する種々のサービスを行うこと

#### (参考) 基本協定（業務仕様書）

- ・売店、食堂等について、利用者の利便性の観点からサービスを充実させる。
- ・患者満足度調査等の実施により利用者からの意見を聞き、サービス向上に努めるとともに、相談窓口を設置し、トラブルへの対応や患者の医療に対する不安等の解消に努める。

## 4 施設および設備の維持管理に関する業務

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・施設の管理に関する業務
  - ア) 施設および設備の維持管理業務
    - イ) 物品（医療機器、什器備品類等）の管理業務
  - ・病院の利用に係る料金の収受に関する業務
  - ・手数料の徴収に関する業務
  - ・その他病院事業庁長が必要と認める業務

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・病院施設（外来診療棟を除く。）については、建設から約30年が経過し老朽化による維持修繕費も多額となっているとともに、旧基準の設計によるため、6人部屋を間引いて使用するなど、効率的な運用ができていないことから、今後の整備のあり方を検討する必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

### IV 主な意見・助言等

- ・特になし

### V 前回公募における「業務の範囲」

- ・施設の管理に関する業務
  - ア) 施設及び設備の維持管理業務
    - イ) 物品（医療機器、什器備品類等）管理業務
  - ・病院の利用に係る料金の収受に関する業務
  - ・手数料の徴収に関する業務
  - ・地域住民への情報提供及び地域住民からの要望等を管理運営に生かす仕組み
  - ・その他、病院事業庁長が必要と認める業務

#### （参考）基本協定（業務仕様書）

- ・現病院の仕様水準を引き続き維持し、管理体制を整備する。

## 5 その他

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・指定期間中においても、医療政策の動向や医療を取り巻く情勢の変化をふまえ、診療機能等に関する協議・調整に応じること
- ・在院している入院患者および通院している外来患者を引き継ぐこと
- ・県が示す条件のうち、指定期間開始時点で実現できない事項については、その理由を明らかにし、実現に向けた行程を示すこと

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・特になし

### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

### IV 主な意見・助言等

- ・特になし

### V 前回公募時における「業務の範囲」

- ・在院している入院患者及び通院している外来患者を引き継ぐこと
- ・県の条件のうち、指定管理期間開始時点で実現できない事項についてはその理由を明らかにし、指定管理期間開始後3年以内の実現に向けた計画を示してください

## 6 成果目標

### I 次期実施方針における「業務の範囲」(案)

- ・指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとし、次の5項目は必須項目とします。これらを除く項目について具体的な提案があれば示してください。

- 1日平均入院患者数
- 1日平均外来患者数
- 1ヶ月救急患者数
- 経常収支比率
- 利用者満足度

### II 今後の課題、今後に向けた考え方

- ・目標値については現在の実績値などをふまえ適切な数値を設定する必要がある。

### III 病院を取り巻く環境など

- ・特になし

### IV 主な意見・助言等

(第1回検討会議)

- ・成果目標が適正だったのか考えなければいけない。

### V 前回公募における「業務の範囲」

- ・指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとします。次の5項目は必須項目としますので、これらを除く項目について具体的な提案を示してください。

- 1日平均入院患者数 300人/日
- 1日平均外来患者数 600人/日
- 1ヶ月救急患者数 1,000人/月
- 経常収支比率 100%
- 利用者満足度 85%